

兵庫県公報

平成28年5月10日 火曜日 第2796号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	3
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	4
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく登録販売者試験の実施（薬務課）	6
○ 産業立地の促進に関する基本方針に基づく指定拠点地区の解除（新産業課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	8
公安委員会告示	
○ 駐車監視員資格者講習の実施	9
正 誤	
○ 平成10年3月31日付け兵庫県公報第5号外中	11
○ 平成28年3月23日付け兵庫県公報号外中	11

告 示

兵庫県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年4月22日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	殿畑新池地区	平成28年5月10日から 同 月30日まで	三木市役所

兵庫県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改

良事業計画を平成28年 4月22日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	奥池地区	平成28年 5月10日から 同 月30日まで	淡路市役所



兵庫県告示第524号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
宝塚市玉瀬字イヅリハ1の77、1の82
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第525号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業期間
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量及び数値図化）
- 2 作業期間
平成27年 8月17日から平成28年 3月16日まで
- 3 作業地域
姫路市南山間部



兵庫県告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（レベル500航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成27年12月14日から平成28年 3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第528号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
一級水準測量
- 2 作業期間
平成27年11月23日から平成28年 3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市下宮地区から納屋地区まで



兵庫県告示第529号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新温泉町から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 7月13日から平成28年 3月25日まで
- 3 作業地域
新温泉町戸田



兵庫県告示第530号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名
姫路市家島町真浦590-7
家島観光事業組合
組合長 岡 部 賀 胤
- 4 委託年月日
平成28年 4月 1日
- 5 徴収の方法
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	明石市魚住町西岡字池ノ内842番 4	811.88	宅地
2	姫路市東夢前台二丁目50番	1,162.33	宅地
3	豊岡市高屋字神田182番 2 ほか	2,061.53	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成28年5月10日（火）から同月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号1
ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成28年6月2日（木）午前10時30分から
- (2) 物件番号2
ア 場所
姫路市北条1-98
姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成28年5月31日（火）午後2時から
- (3) 物件番号3
ア 場所
豊岡市幸町7-11
豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成28年6月1日（水）午後2時から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成28年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
平成28年 8月21日（日） 午前10時から午後3時まで	神戸市中央区港島1-1-3 神戸学院大学ポートアイランドキャンパス
	神戸市西区学園西町8丁目2-1 兵庫県立大学神戸商科キャンパス

2 試験科目（筆記試験）

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 主な医薬品とその作用
- (3) 人体の働きと医薬品
- (4) 薬事関係法規・制度
- (5) 医薬品の適正使用・安全対策

3 提出書類

- (1) 登録販売者試験受験願書
正1部、副2部（副は写し可）
- (2) 写真
出願日前6箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。

4 受験手続

- (1) 受験願書
兵庫県健康福祉部健康局薬務課、健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。）、神戸市保健所（神戸市保健福祉局健康部予防衛生課）、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所（以下「受付機関」という。）及びインターネットの兵庫県ホームページにおいて平成28年5月10日（火）から配布する。
アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw15/hw15_000000064.html
- (2) 受付期間
平成28年6月8日（水）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、平成28年6月8日（水）から平成28年6月15日（水）まで（6月15日（水）消印有効）
- (3) 提出方法
原則、受付機関に持参すること。ただし、兵庫県から遠方の方で、やむを得ない場合のみ郵送による提出を受け付ける。

なお、郵送の場合は、封筒（角形2号：A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ）の表面に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きの上、簡易書留で、兵庫県健康福祉部健康局薬務課へ送付すること。

(4) 郵送による提出先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(5) 手数料

13,000円分の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成28年10月7日（金）午前10時に各受付機関において、合格者の受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに2週間掲載するほか、合格者に合格通知書を郵送する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw15/hw15_000000064.html

6 試験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話 (078) 341-7711 (内線 3310、3311、3312)



産業立地の促進に関する基本方針に基づく指定拠点地区の解除

産業立地の促進に関する基本指針第1の3(3)の規定により、次のとおり指定拠点地区を解除したので、公表する。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定拠点地区を解除する地区の名称、区域及び面積

にしわき平野東工場公園工場跡地等再生促進地区
西脇市平野町及び板波町の一部 約12.5ヘクタール

2 指定解除日

平成28年 4月 1日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三原ショッピングプラザ
所在地 南あわじ市市円行寺150番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
市小売商業協同組合	南あわじ市市円行寺150番地	楓 鎮 嘉
株式会社マルナカ	高松市円座町1001番地	中 山 明 憲
株式会社三原商業開発	南あわじ市市円行寺150番地の1	楓 鎮 嘉

3 変更事項

(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
市小売商業協同組合	南あわじ市市円行寺150番地	村 松 克 彦
株式会社マルナカ	高松市円座町1001番地	中 山 明 憲

株式会社三原商業開発	南あわじ市市円行寺150番地の1	西岡 康之 村松 克彦
------------	------------------	----------------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
市小売商業協同組合	南あわじ市市円行寺150番地	楓 鎮 嘉
株式会社マルナカ	高松市円座町1001番地	中山 明 憲
株式会社三原商業開発	南あわじ市市円行寺150番地	楓 鎮 嘉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社三原ライフショップ	南あわじ市市円行寺150番地	埴 渕 一 夫
有限会社テイクロート	南あわじ市賀集八幡中453番地	長谷川 仁 己
株式会社シティオ	洲本市物部3丁目2番73号	中 瀬 満

外24者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社キョーエイ	徳島市川内町加賀須野463番地15	埴 渕 一 夫
有限会社テイクロート	南あわじ市賀集八幡中453番地	長谷川 智 己
株式会社ドットコム	大阪市中央区安土町3丁目5番6号	今 川 敦 史

外22者

(3) 駐車場の収容台数

ア 変更前

547台

イ 変更後

371台

4 変更年月日

平成28年10月18日ほか



平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成28年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 研修内容

園芸療法に関する研修

2 募集人員

推薦 全寮制コース 若干名
 通学制コース 若干名
 一般 全寮制コース 15名程度
 通学制コース 10名程度

3 修業年限

全寮制コース 1年
 通学制コース 2年

4 受講生の決定方法

推薦 適性検査、個人面接の結果により受講生を決定する。
 一般 筆記試験、適性検査、個人面接・グループワークにより、受講生を決定する。

5 試験日及び会場

(1) 日程

推薦 適性検査、個人面接 平成28年 8月30日（火）
 一般 筆記試験、適性検査、グループワーク 平成28年10月 8日（土）

個人面接

平成28年10月9日（日）

(2) 会場

淡路市野島常盤954-2
県立淡路景観園芸学校

6 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 医療・福祉関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を有する者
- (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学校を卒業した者及び平成29年3月卒業見込みの者
- (3) 大学を卒業した者及び平成29年3月卒業見込みの者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成29年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成29年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 応募手続

(1) 応募書類

- ア 受講願書
- イ 出願理由書
- ウ 推薦書、園芸療法推進計画書（推薦のみ）

(2) 応募書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、250円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

推薦 平成28年8月8日（月）から同月15日（月）まで

一般 平成28年9月15日（木）から同月28日（水）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、推薦は平成28年8月15日（月）、一般は同年9月28日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2
県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

推薦 平成28年9月6日（火）

一般 平成28年10月24日（月）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問合せ先

県立淡路景観園芸学校
電話番号（0799）82-3455

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第139号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年 5月10日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

区 分	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 期 日	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 場 所
	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 修 了 考 査 の 期 日	
第 1 回	平成28年 7月 7日（木）及び同月 8日（金）	神戸市中央区下山手通 6丁目 3番28号 兵庫県中央労働センター
	平成28年 7月15日（金）	
第 2 回	平成28年 7月21日（木）及び同月22日（金）	神戸市中央区下山手通 6丁目 3番28号 兵庫県中央労働センター
	平成28年 7月29日（金）	

注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、各日午前9時10分から午前10時10分までとする。

2 受講定員

第1回、第2回の受講定員はそれぞれ各60人とする。

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

(2) 申込期間

ア 平成28年 5月20日（金）から同年 6月 3日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

(4) 申込方法

次に掲げる事項を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

ア 本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日

イ 前記1の表に掲げる区分のうち、受講を希望する区分。

なお、受講申込みは先着順に受け付けることから、会場の都合又は申込者数により区分を指定することがある。

(5) 手数料

20,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

6 受講に関する問合せ先

- (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課
電話 (078) 341-7441 内線5153、5154
- (2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記6の問合せ先に問い合わせること。

正 誤

○平成10年3月31日付け（兵庫県公報第5号外）

兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則（平成10年兵庫県規則第59号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	様式第14号 の3中	(名 称)	(名 称)㊟



○平成28年3月23日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第13号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
41	上から4	法律第 号	法律第30号
同	下から6	法律第 号	法律第30号
45	下から4	第4条第2項中第10号を第9号とし、	第4条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、
56	下から3	「にあつては平成27年度分の自動車税」	「にあつては平成27年度分」
57	上から13	「附則第14項から第18項まで」を「附則第14項」に改め、	「附則第14項から第18項まで」を「附則第14項」に、「第21項から第33項」を「第17項から第29項」に改め、
59	上から24	法律第 号	法律第30号
60	上から8	法律第 号	法律第13号